

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和3年8月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	25 トン	89 トン
		71 トン	25 トン	46 トン
3	クリーム	38 トン	40 トン	超過済
		24 トン	40 トン	超過済
4	粉乳類	52,961 トン	6,376 トン	46,585 トン
		33,644 トン	5,744 トン	27,900 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	687 トン	1,076 トン
		1,142 トン	687 トン	455 トン
6	加糖れん乳	202 トン	12 トン	190 トン
		68 トン	12 トン	56 トン
7	ヨーグルト	17 トン	2 トン	15 トン
		11 トン	2 トン	9 トン
8	バターミルク	192 トン	10 トン	182 トン
		12 トン	10 トン	2 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	16,417 トン	41,994 トン
		47,985 トン	13,609 トン	34,376 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	2,478 トン	10,895 トン
		8,803 トン	1,671 トン	7,132 トン
11	バター	24,439 トン	4,088 トン	20,351 トン
		16,786 トン	3,763 トン	13,023 トン
12	豆類	89,846 トン	31,681 トン	58,165 トン
		45,433 トン	11,994 トン	33,439 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	1,990,721 トン	3,740,983 トン
		5,117,077 トン	1,845,614 トン	3,271,463 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	518,471 トン	810,837 トン
		222,196 トン	91,319 トン	130,877 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	289,411 トン	440,848 トン
		704,615 トン	289,411 トン	415,204 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	922 トン	2,021 トン
		2,351 トン	922 トン	1,429 トン
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	4,306 トン	8,154 トン
		6,177 トン	4,264 トン	1,913 トン
17	マニオカでん粉	163,795 トン	56,409 トン	107,386 トン
		162,600 トン	56,409 トン	106,191 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	4,845 トン	16,441 トン
		21,286 トン	4,845 トン	16,441 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	670 トン	1,024 トン
		1,220 トン	670 トン	550 トン
20	イヌリン	2,130 トン	848 トン	1,282 トン
		55 トン	23 トン	32 トン
21	落花生	36,714 トン	12,548 トン	24,166 トン
		23,109 トン	5,469 トン	17,640 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	21 トン	210 トン
		223 トン	21 トン	202 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	1,975 トン	8,442 トン
		4,348 トン	708 トン	3,640 トン
24	でん粉調製品	241 トン	71 トン	170 トン
		238 トン	71 トン	167 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	546 トン	5,154 トン
		2,070 トン	288 トン	1,782 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	4,617 トン	15,361 トン
		1,810 トン	495 トン	1,315 トン
28	繭	6.5 トン	0.4 トン	6.1 トン
		6.5 トン	0.4 トン	6.1 トン
29	生糸	309 トン	72 トン	237 トン
		308 トン	72 トン	236 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。